

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十六号

平成二十五年

十月四日

金 曜 日

目次

規 則

○山梨県職場適応訓練委託規則及び山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十六号

山梨県職場適応訓練委託規則及び山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職場適応訓練委託規則及び山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(山梨県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第一条 山梨県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第八号の三」を「第八号の四」に改め、「第十二号」の下に「に規定する者」を加え、「第三項」を「同条第三項」に、「者」を「離農転職者」に改める。

第四号様式を次のように改める。

職場適応訓練委託契約書

山梨県職場適応訓練委託規則（以下「規則」という。）に基づき、山梨県知事

（氏名又は名称）

を甲とし、
を乙として、

次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、（対象とする職場適応訓練を指示された者の氏名）について職場適応訓練を乙に委託する。

第2条 職場適応訓練の職種は、 としてする。

第3条 職場適応訓練の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの間とする。

第4条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号により免除する。

第5条 乙は、職場適応訓練を次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 職場適応訓練は、規則第7条により甲が示す基準によること。
- (2) 職場適応訓練生を職場適応訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- (3) 職場適応訓練が作業を伴うときは、安全、衛生その他の作業条件について労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いをすること。

第6条 甲は、職場適応訓練に要する費用に充てるため、職場適応訓練費を乙に支給する。

2 職場適応訓練費は規則第9条の規定により算出するものとする。

第7条 甲は、乙が次に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 規則第11条第2号に該当するとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が次のアからカまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次のアからカまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウからオまでにおいて同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウからオまでにおいて同じ。）
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等した者
エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結した者

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

第8条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、既に受領した職場適応訓練費の全部又は一部を甲の指示に従って返還しなければならない。

第9条 前各条のほか、この契約に関して必要な事項は、規則の定めるところによる。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 印
乙 （住所又は所在地）
（氏名又は名称及び代表者氏名） 印

第七号様式を次のように改める。

年度職場実習特例委託契約書

山梨県職場適応訓練委託規則（以下「規則」という。）に基づき、山梨県知事

を甲とし、

（氏名又は名称）

を乙として、

次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場実習特例受託申込を承諾し、当該申込に係る職場実習を乙に委託する。

第2条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号により免除する。

第3条 乙は、職場実習を次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 職場実習は、規則第7条により甲が示す基準によること。
- (2) 職場実習生を職場実習に関係のない作業に従事させないこと。
- (3) 職場実習が作業を伴うときは、安全、衛生その他の作業条件について労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いをすること。

第4条 甲は職場実習に要する費用に充てるため、職場実習生1人につき日額 円の職場適応訓練費を乙に支給する。

2 職場適応訓練費は、前項に規定する額を基に規則第9条の規定により算出するものとする。

第5条 甲は、乙が次に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 規則第11条第2号に該当するとき。
- (2) 自己又は自社の役員等が次のアからカまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次のアからカまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウからオまでにおいて同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウからオまでにおいて同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等した者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結した者

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、既に受領した職場適応訓練費の全部又は一部を甲の指示に従って返還しなければならない。

第7条 前各条のほか、この契約に関して必要な事項は、規則の定めるところによる。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 印

乙 （住所又は所在地）
（氏名又は名称及び代表者氏名） 印

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第二条第二項第一号から第八号の三まで及び第十号から第十二号まで、同条第三項」を「第二条第二項(第二号及び第九号を除く。)及び第三項」に改める。

第二条第一項中「行う職業訓練(以下)を」を行う職業訓練(第四条第一項、第七条第一項及び第八条において)に改め、同項第四号中「あつて」を「あつて」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第二号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

第二条第三項中「から第八号の三まで」を「及び第三号から第八号の四まで」に改め、同項第一号中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始される公共職業訓練及び認定職業訓練について適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番